

いじめ防止基本方針

(1) 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「学ぶ意欲を持ち、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成」を教育目標としており、そのために人間尊重の精神を教育諸活動の根底に置き取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

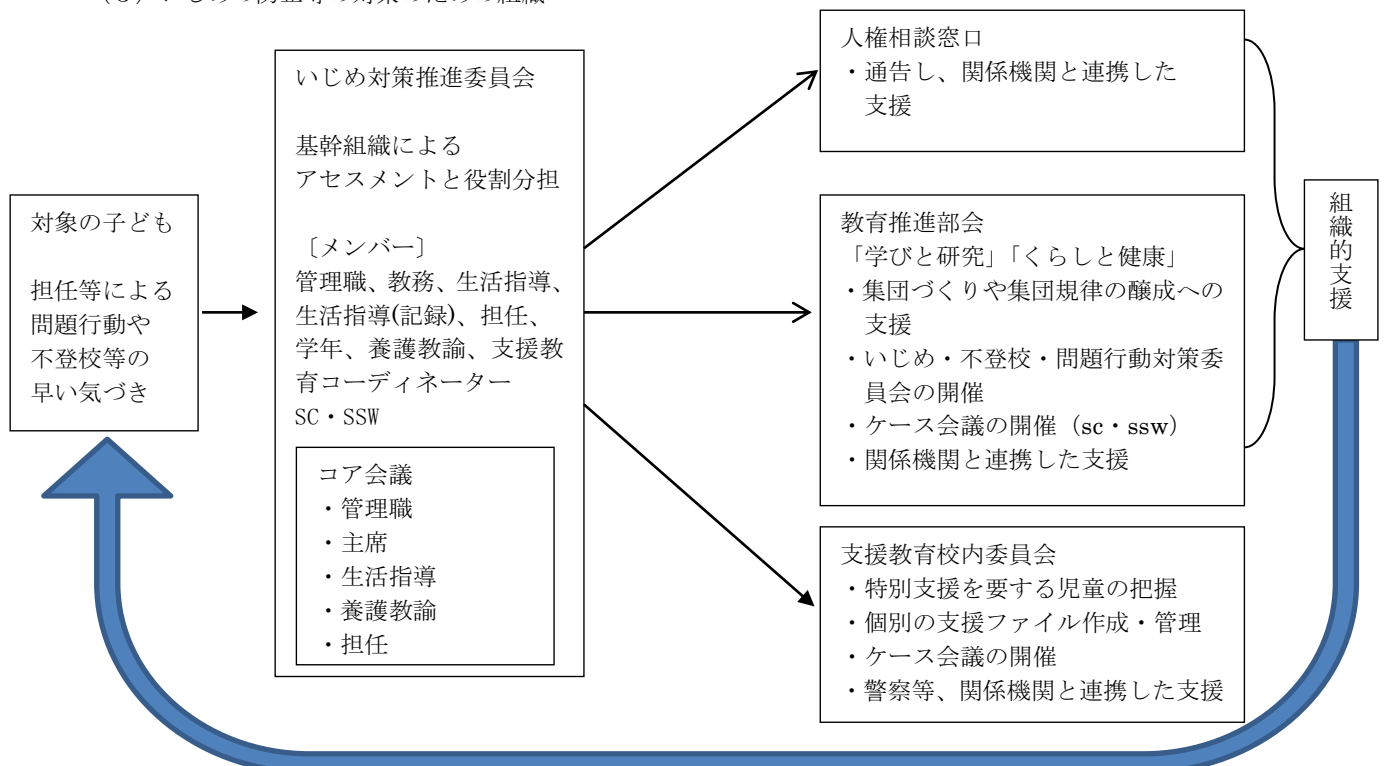
(2) いじめの定義

『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体の例として

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(3) いじめの防止等の対策のための組織



(4) 年間計画

月	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	学校全体
4	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	保護者へのいじめ防止基本方針周知 児童へのいじめ防止基本方針周知 道徳・人権（仲間づくり）	
5	家庭訪問（家庭の様子の把握）	家庭訪問（家庭の様子の把握）	家庭訪問（家庭の様子の把握）	家庭訪問（家庭の様子の把握）	家庭訪問（家庭の様子の把握）	家庭訪問（家庭の様子の把握）	子どもを語る会
6	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施
7	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	学校いじめ対策組織において情報を集約した事項を全教職員で共有する。
8							児童理解研修
9	道徳・人権（思いやり）	道徳・人権（ともだち）	道徳・人権（助け合い）	道徳・人権（思いやり）	道徳・人権（思いやり・親切）	道徳・人権（思いやり・親切）	
10	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施
11							学校いじめ対策組織において情報を集約した事項を全教職員で共有する。
12	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	個人懇談（保護者との情報共有）	
1	道徳・人権（ともだちとなかよく）	道徳・人権（思いやり）	道徳・人権（思いやり）	道徳・人権（信頼・友情）	道徳・人権（信頼・友情）	道徳・人権（信頼・友情）	学校教育自己診断 学校教育アンケート実施 子どもを語る会
2	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施	元氣しらべ実施
3							学校いじめ対策組織において情報を集約した事項を全教職員で共有する。
年間							学校運営協議会 ケース会議 くらしと健康部会

(5) いじめの防止・早期発見

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをすすめていくことが、未然防止の基本である。居場所づくりや絆づくりをキーワードに、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自ら作りだしていけるよう、集団の一員としての自覚や自信をはぐくんでいく、そして自己有用感を高める取組を行う。

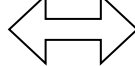
- ・すべての児童に対して、授業や行事の中で活躍できる場を設定していく。
- ・教職員で児童の変化や活躍を共有する。
- ・アンケート（元気しらべ等）を行い、複数の教職員や **sc**、**ssw** も交えて確認した上で、学校いじめ対策組織において情報を集約した後に全教職員で共有する。また、日常の観察等により、実態の把握を行う。
- ・保護者と連携して、児童を見守る。
- ・地域と連携して、児童を見守る。
- ・相談体制を広く周知する。
- ・外部講師を招聘したスマホ安全教室の実施

教育相談

市教育センター

06-6997-0703

連携



■相談窓口

- ・いじめホットライン（子ども）06-6992-0177
- ・電話教育相談（保護者）06-6992-6346
- ・メール教育相談（子ども・保護者）【24 時間送信可】
【メールアドレス：soudan@moriguchi-osk.ed.jp】
- ・LINE 教育相談（子ども）【24 時間送信可】
【アカウント名：守口市 LINE 教育相談・ID・kef2467j】

■時間

平日9時～17時30分【土日祝、年末年始は除く】

- ・守口市子育て世代包括支援センター「あえる」
06-6995-7833
- ・守口市市民保健センター 06-6992-2217
- ・大阪府中央子ども家庭センター 072-828-0161
- ・大阪府教育委員会「すこやか教育相談」
（子）06-6607-7361（保護者）06-6607-7362
（教職員）06-6607-7363
- ・すこやか教育相談24 0120-0-78310
- ・子ども家庭相談室（子）0120-925-704
- ・子ども家庭相談室（保護者）06-4394-8754